

社団法人日本超音波医学会認定資格更新に係るバーコードカードの取扱いに関する申合せ

(平成22年4月30日理事会承認)

- 1 本申合せは、社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という。)の認定超音波専門医資格更新実施内規、認定超音波工学フェロー資格更新実施内規及び認定超音波検査士資格更新実施内規(以下「内規」という。)第2に基づき、実施する更新手続きのためのバーコードカードの取扱い及び管理について定める。
- 2 本会は、超音波専門医(以下「専門医」という。)、超音波工学フェロー(以下「工学フェロー」という。)、超音波検査士(以下「検査士」という。)及び新たに認定を受けた専門医、工学フェロー及び検査士に対し、無償でバーコードカードを交付する。ただし、検査士については本会会員に限る。また、紛失・盗難等により再発行を受ける場合は、手数料として500円を納入しなければならない。
- 3 専門医、工学フェロー及び検査士は、バーコードカードについて善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理しなければならない。他人に貸与、譲渡することは一切認めない。専門医、工学フェロー及び検査士の資格を喪失した場合は、カードを返却しなければならない。
- 4 バーコードカードで登録できる単位については、本会が主催する学術集会(年1回)、地方会(8地方会)、研究会、超音波教育セッション、超音波診断講習会等とし、開催会場に設置されている単位取得受付において入力する。
- 5 4項に規定した以外の業績については、証明する書類の提出により登録する。また、超音波医学に関連する論文・著書及び発表についても、その事実が確認できるコピーを添付して登録する。ただし、「超音波医学」及び「Journal of Medical Ultrasonics」に投稿した論文の著者(筆頭者・共著者)及び本会学術集会、地方会の発表(筆頭者・共著者)は、本会事務局が取得単位を加算する。
- 6 バーコードカードの有効期限は、原則としてカード交付日から5年間とし、資格更新が完了した場合は、更に5年間延長する。
- 7 この申合せの改廃は、超音波専門医制度委員会、超音波工学フェロー認定審査委員会及び超音波検査士制度委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この申合せは、平成22年4月30日から施行する。